

令和7事業年度 一般勘定 財産目録

(令和8年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部			負債の部		
科目	摘要	金額	科目	摘要	金額
(流動資産)		10,886,543	(流動負債)		11,737,190
未収利息	有価証券運用利息、定期預金利息	10,886,543	未払金	職員給与	8,507,190
			未払法人税等		3,230,000
(固定資産)		9,114,430,334	(拠出金)		10,702,000,000
有形固定資産		3,887,540	当初拠出金		
建物	事務所内パーティション	2	当初拠出金資産見返	102行・庫	10,702,000,000
器具備品	パソコン、Wi-fiルーター等	3,887,538			
無形固定資産		18,555,966			
ソフトウェア	セキュリティ対策等	18,209,466			
電話加入権		346,500			
投資その他の資産		9,091,986,828			
当初拠出金資産	普通預金 (206,564,403)	9,091,477,372			
	定期預金 (4,250,000,000)				
	有価証券 (4,634,912,969)				
敷金	事務所敷金	509,456			
資産合計		9,125,316,877	負債合計		10,713,737,190
			正味財産		-1,588,420,313

令和7事業年度 一般勘定 貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部		負債・剰余金の部	
科目	金額	科目	金額
(流動資産)	10,886,543	(流動負債)	11,737,190
未収利息	10,886,543	未払金	8,507,190
		未払法人税等	3,230,000
(固定資産)	9,114,430,334	(拠出金)	10,702,000,000
有形固定資産	3,887,540	当初拠出金	
建物	2	当初拠出金資産見返	10,702,000,000
器具備品	3,887,538	(剰余金)	-1,588,420,313
無形固定資産	18,555,966	繰越欠損金(一)	-1,454,566,698
ソフトウェア	18,209,466	当期損失金(一)	-133,853,615
電話加入権	346,500		
投資その他の資産	9,091,986,828		
当初拠出金資産	9,091,477,372		
敷金	509,456		
資産合計	9,125,316,877	負債・剰余金合計	9,125,316,877

令和7事業年度 一般勘定 損益計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位：円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
(経常費用)		(経常収益)	
一般管理費	169,853,662	受取利息	40,441,669
役職員給与	34,942,680	その他の経常収益	2,068
諸謝金	2,548,369		
旅費交通費	121,771	(当期損失)	
事務費	105,176,774	当期損失金	133,853,615
交際費	0		
租税公課	16,071,629		
減価償却費	10,992,439		
その他の経常費用	0		
(法人税等)			
法人税等			
法人税、住民税及び事業税	4,443,690		
合計	174,297,352	合計	174,297,352

重要な会計方針等

1. 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用している。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

使用可能と認められる期間にわたって、定額法により行っている。

なお、減価償却累計額は次のとおりである。

8,818,636 円

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により行っている。

3. リース取引の会計処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

当初拠出金資産および当初拠出金資産見返について

当初拠出金資産見返は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成13年法律第131号。以下、法律と称す）第四十八条第一項第一号に掲げる業務に要する費用に充てるため、法律第四十一条第一項の定めるところにより機構の会員が納付したものである。また、当初拠出金資産は当該拠出金のうち、いまだ業務に要する費用に充てていないもののうち、法律第五十二条の規定により運用している金額である。

5. 財務諸表等作成目的及び想定利用者

財務諸表等は、株式等の保有の制限等に関する法律の規定に従い内閣総理大臣および財務大臣に提出するために作成している。